

者である場合)

② 前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

③ この他、必要に応じて提出する書類があります。

【届出の内容が変わったとき】

① 他の市区町村に住所が変わるとき

前の市区町村へ：・受給事由証明
新しい市区町村へ：・認定請求書

* 転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

② 児童手当等の額が増額されるとき：・額改定認定請求書

出生などにより支給対象となる児童が増えたときです。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

③ 児童手当等の額が減額されるとき：・額改定届

年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったときです。

④ 児童手当の支給が終わるとき：・

受給事由消滅届

年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったときです。

⑤ 特例給付（法附則第6条給付又は法附則第8条給付）を受給する方が退職したとき：・受給事由消滅届

特例給付の受給者が退職して被

用者（サラリーマンなど）でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなりますので「受給事由消滅届」を提出してください。（会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合です）

⑥ 受給者の方が公務員になったとき

市区町村へ：・受給事由消滅届
勤務先へ：・認定請求書

⑦ 受給者の方が同じ市区町村の中で住所が変わったときまたは養育している児童の住所が変わったとき：・住所変更届

⑧ 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき：・住所変更届

**児童扶養手当
制度のご案内**

【制度の目的】

父と生計をともしない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の健全やかな成長と、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

■手当の額

対象児童が1人の場合の手当額は次のとおりです。

平成18年4月改定額

全部支給 月額 41,720円
一部支給 月額 9,850円

児童扶養手当は所得に応じて細かく定められております。

2人以上の児童を有する受給者については、第2子月額5,000円、第3子以降は1人につき月額3,000円が加算されます。

**特別児童扶養手当
制度のご案内**

【制度の目的】

家庭において心身または精神に障害をもつ児童を監護している父母、または父母にかわって養育している方に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。（いずれも児童1人あたり）

平成18年4月改定額

1級（重度障害児） 月額50,750円
2級（中度障害児） 月額33,800円

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の請求手続きやこの制度の仕組みなど詳しくは、役場町民課児童福祉係までお問合せください。

☎ 45-1111 内線217

